

重 要 事 項 說 明 書

介護老人保健施設グラーネ北の沢のご案内
(平成29年4月1日現在)

1.施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 グラーネ北の沢
- ・開設年月日 平成28年7月1日
- ・所在地 札幌市南区北ノ沢1804番地52
- ・電話番号 (011)572-2002 ファックス番号 (011)572-2008
- ・管理者名 萬谷 俊
- ・介護保険事業 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護
(事業所番号:0150580074)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。
この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

【 介護老人保健施設グラーネ北の沢の運営方針 】

「利用者の生きる喜びを見出し、日々を大切に過ごして頂ける環境作りを目指しています」

(3)施設の職員体制

	基 準	常 勤	非常勤	業務内容
・医 師	1	1		健康管理及び医療の適切な処置
・看護職員	10	13		保健衛生並びに看護業務
・薬剤師	0.3		0.3	医薬品の管理業務
・介護職員	24	46		日常生活全般にわたる介護業務
・支援相談員	1	4		利用者の相談業務
・理学療法士	1	4.75		利用者に対するリハビリテーション
・作業療法士		1.75		利用者に対するリハビリテーション
・言語聴覚士		1		利用者に対するリハビリテーション
・運動指導員		1		リハビリテーション計画に基づいたプログラムの実施
・管理栄養士	1	1		利用者の栄養管理業務
・介護支援専門員	1	1		ケアプラン作成とサービス利用に伴う手続き等
・事務職員		4		事務処理業務

(4)入所定員

- ・定員100名(一般棟50名・認知症専門棟50名) 療養室(個室12室、4人室22室)

2.サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護計画の立案、短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂で召し上がって頂いております。
朝食:8時00分～9時00分 昼食:12時00分～13時00分 夕食:18時00分～19時00分)
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入浴回数は週2回まで利用になれます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護・介護・リハビリテーション
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑦ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑧ 理美容サービス(原則:毎週 / 月曜日に実施します)
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に御協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	
名 称 (住 所)	医療法人晴生会 晴生会さっぽろ南病院 (札幌市南区川沿14条1丁目5-1)
協力医療機関	
名 称 (住 所)	社会医療法人医仁会 中村記念南病院 (札幌市南区川沿2条2丁目3-1)
協力医療機関	
名 称 (住 所)	特定医療法人さっぽろ悠心の郷 ときわ病院 (札幌市南区常盤3条1丁目6-1)
協力医療機関	
名 称 (住 所)	医療法人三和会 札幌南整形外科病院 (札幌市南区南33条西11丁目4-1)
協力歯科医療機関	
名 称 (住 所)	日之出歯科真駒内診療所 (札幌市南区真駒内南町4丁目6-9)

◇ 緊急時の連絡先

緊急時は「契約書」にご記入頂いた身元引受人へ連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は介護保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は、利用者の心身状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮頂きます。
- ・面会時間は、10時00分から19時00分とします。
- ・消灯時間は21時00分とします。
- ・外出・外泊は、予め外出先・日時・目的等の届出を必要とします。
- ・高額な金品、所持品・備品等の持ち込みは禁止する。
- ・他利用者への営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動、迷惑行為は禁止する。
- ・飲酒、喫煙、ペットの持ち込みは禁止する。
- ・施設外での受診は、医師の所見による紹介状を必要とする

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して入所生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 診療情報提供書依頼について

通院されている病院の主治医より、当施設を利用(リハビリ、入浴、食事等)するにあたり事前に注意事項、動作制限等を確認することが必要となります。

※ 病状別に各医療機関へ依頼します。

※ 診療情報提供書に掛かる費用については自己負担となります。
(書類代金については、各医療機関により異なります。)

8. 身元引受人について(民法第458条) ※2020年4月1日施行

身元引受人は、利用者と介護老人保健施設グラネ北の沢との利用契約書に基づき、利用者が現在及び将来負担する一切の責務について、利用者と連帯して保証責務を負います。但し、責任限度額(極度額)は100万円とします。

9.相談窓口、意見・要望及び苦情等について

- ・サービスに関する相談や意見、要望・苦情などは、次の窓口で対応致します。

当事業所の 相談、苦情窓口	所在地	グラーネ北の沢 支援相談課(1階事務室内)		
	電話番号	011-572-2002	FAX番号	011-572-2008
	受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分		
	休日	日曜・法人の定める休日(12/30～1/3)		

1階ホール・2階サービスステーションカウンターに備えつけられた「ご意見箱」にて、管理者(施設長)に直接お申し出ができます。

公的機関等においても、相談・苦情申し出ができます。

札幌市役所	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目		
	電話番号	011-211-2547	FAX番号	011-218-5187
	受付時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時15分		

各区役所	所在地	各区に設置		
	電話番号	中央区役所 011-231-2400		
		南区役所 011-582-2400		
		豊平区役所 011-822-2400		
	受付時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時15分		

国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目		
	電話番号	011-231-5161	FAX番号	011-233-2178
	受付時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時15分		

10.その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護について
(平成29年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用頂き、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護又は短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

3. 利用料金

1) 利用者負担説明

介護老人保健施設を利用される利用者のご負担は、保険の給付にかかる自己負担分と、保険給付対象外の費用(日用品、個室等の室料、理美容代、趣味活動・行事に関わる費用、材料費、診断書等の文書作成費)を利用料としてお支払い頂く2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション)毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、利用料も施設毎の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと、在宅で種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込み頂けますが、原則、居宅支援サービス計画(ケアプラン)を作成した後でなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けることができませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、否かをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所(居宅支援サービス計画を作成する専門機関)に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

2) 利用料金の提示

利用サービス毎に別紙4にて記載致します。

(介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護)

3) 支払方法

- ・お支払方法は、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの方法があります。
- ・銀行振り込みの場合では、その月の25日までにお支払い下さい。(手数料は自己負担となります)
- ・金融機関口座自動引き落としの場合では、27日に指定された口座から引き落としとなります。
(27日が銀行の取引がない場合では、翌日以降の引き落としとなります。)
- ・月末締めで翌月のお支払いとなります。毎月10日頃に前月分の請求書を発行します。
- ・施設窓口でのお支払いに尽きましては一切取り扱いをしておりません。

個人情報の利用目的
(平成29年4月1日現在)

介護老人保健施設グラネ北の沢では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 入退所等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 利用者の自立支援、重度化防止の効果が科学的に裏付けられた介護(科学的介護)の展開に結びつけることを目的に、厚生労働省老健局へ施設リハビリテーション計画書の提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供